

# 國學院大學學術情報リポジトリ

平安京東西市の空間構造（下）：  
東市の構造とその要素

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 国史学会 公開日: 2024-05-23 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 中村, 太一, Nakamura, Taichi メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.57529/0002000443">https://doi.org/10.57529/0002000443</a>

## 平安京東西市の空間構造（下）

### ―東市の構造とその要素―

中村 太一

はじめに

前稿において筆者は、平安京東西市の具体的な検討を行う前提として、これまでの研究で使用されてきた図面等について史料批判を行った。<sup>(1)</sup> その結果、(1)九条家本『延喜式』付図「左京図・右京図」が書写年代、内容の成立年代、いずれの尺度からみても現存最古の史料である、(2)その九条家本の系統に属する『神泉苑所伝図』収載「左京図・右京図」の諸本も九条家本に修正を加える程の情報是有していない、(3)『拾芥抄』古写本の「東京図」の内容にも、九条家本「左京図」の内容を修正する情報は認められない、(4)その他『拾芥抄』付図のバリエーションは『大内裏図考證』収載のものも含めて机上の改変によるものに過ぎず、「東西市酈舎図」や「東市町正応五年前図」に至っては論外と言わざるを得ない、(5)以上の状況を鑑みれば、平安京東西市の構造を考察するための図面史料としては九条家本「左右京図」が唯一無二のものであり、その九条家本「左右京図」には西市の記載がないので、西市復原に用いることができる図面は皆無ということになる、といった点を指摘した。

これを承けて本稿では、平安京東西市のなかでも史料が比較的豊富な東市について、その構成要素の検討と空間構

造の復原を試みてみたい。

## 一 市町と市人町

左右京職式町内開小径条〔史料2―1〕にみえる「市人町」は、従来、市場地区の町割を示すものと考えられてきた。<sup>(2)</sup>これに対して中村修也『日本古代商業史の研究』<sup>(3)</sup>（以下、『古代商業史』と略称）第七章は、下記の(A)～(G)の点から、この規定が適用された「市人町」とは市町（＝居住地区）のことであり、市屋（＝市場地区）ではないと論ずる。〔史料2―1〕『延喜式』卷四二・左右京職式町内開小径条〔拾芥抄〕京程部第二二にも同文）

凡町内開二小径一者、大路辺町二五一尺、市人町三五一尺、自余町一五一尺。

(A)「市人」の多くは民間商人で、東西市だけでなく地方市などでも活動する人々も含む。他方「市籍人」市塵人は近衛府等に仕える官人層であり、国家公認の肆で、国家の窓口として大口の取引を扱うことができる特権を有する市人を指す。また史料2―2の「市人籍帳」は、市籍人を含む東西市で営業する市人の台帳であり、流動的な市人を把握して課税するために毎年造進されたものである。他方、官許の店舗で営業する市籍人は「市籍」によって把握された。

〔史料2―2〕『延喜式』卷四二・東西市司式市人籍帳条

凡市人籍帳、毎年造進。

この見解のうち、一般的に使われる「市人」が地方も含めて市で興販する人々を広く指した言葉であることや、『延喜式』など平安期の法制史料にみえる「市籍人」が何らかの籍帳に登録された東西市の市人であることに關しては、

筆者も同意する。しかし、「市人籍帳」とは別に「市籍」が存在したことや、「市人籍帳」が課税台帳であることなどについては推論にとどまっており、必ずしも立証されていない。

また、『延喜式』卷四二・東西市司式のような平安京東西市を対象にした法規定のなかで、東西市以外で活動する市人のことを念頭に置いた条文を定めたとは考えがたい。したがって東西市司式にみえる「市人」とは、「市籍人」や「在市籍者」と同様に東西市内の塵で興販する者を指し、「市人籍帳」と「市籍」はその興販者を登録した同一の帳簿と理解する<sup>(4)</sup>のが妥当であろう。つまり、平安京東西市に関わる『延喜式』等の法規定に関する限り、市人⇨市籍人であり、それ以外の人々は「居在市町之輩」(東西市司式居住市町条)等と表現されたものと思われる。したがって、「史料2-1」は市籍人以外の市人を含む市人町について記しているので、市場地区の地割を考える素材にはできない」という論理は、必ずしも成り立たない。

(B)平安遷都の際に造られた「塵舎」(史料2-3)のうち、塵は市内の店舗、舎は市人の家屋と考えられ、東西市には店舗が並ぶ市場地区と市人の居住地区とがあった。

〔史料2-3〕『日本紀略』延暦十三年七月辛未朔条

遷<sub>二</sub>東西市於新京。且造<sub>二</sub>塵舎<sub>一</sub>、且遷<sub>二</sub>市人<sub>一</sub>。

(C)「市裏に准」ずるとされた「市町」(東西市司式市町准市裏条)は、「市裏」⇨市場地区とは別である。

(D)『拾芥抄』本文(宮城部第十九諸寺厨町条・前稿史料1-1)に記されたものうち、「市屋」が市場地区であり、各種図面等の「市町」にあたる「市領」(その内訳が内町三町・外町八町)が市人の居住地区になる。

こうした見解のうち、「市裏」⇨市場地区であることや、「市町(ただし市町⇨外町)」⇨市人の居住地区であることには同意する。しかし、「市屋」⇨市場地区、「内町を含む市領」⇨市人の居住地区という考え方は『拾芥抄』本文に

扱っているものなので、前稿で指摘したとおり成り立たない。

(E) 『日本霊異記』中巻第一九縁には、盗んだ経を売るために平城京東市に來た「賤しき人」が市の東門から入って西門から出たと記されており、市場地区には東西方向の道路が通っていた。このように市場地区内に東西の通りがあり、中心に十字路が形成されていることについては、四川省成都市新都區新繁鎮で出土した「東漢市井画像磚」(後掲図2-1)も傍証となる(漢代の市の構造は唐代に引き継がれており、日本への影響も蓋然性がある<sup>(5)</sup>)。したがって、南北方向の「小徑」を設ける史料2-1や四行八門制の構造を、一町四方の「市屋」で想定するのは不可能である。

前稿で述べた通り「市裏」は築垣で囲まれた四ヶ町を指すと考えられ、平城京や平安京の東西市に東門や西門があったとすると、それは四ヶ町の中心を東西に通る、そのまま条坊街路につながっていく道路に設けられた門と理解すべきである。したがって、一町単位の地割を対象とした史料2-1や四行八門制の構造を「市裏」に適用することは可能となる。

(F) 内町三町のうち、一町は市司地区が占めるので、居住地区は二町になる。この二町に四行八門制を適用すると合計六四区画になり、東市の塵数五一に対応する市籍人に、最低限の広さの居住域を保証できる。したがって、史料2-1や四行八門制が適用されたのは、市人居住区である市町Ⅱ市人町となる。ただし、一戸主という最低限の広さは「富豪」と称される市人たちにはそぐわず、内町の居住空間は、部下や代理人の居住空間として利用された。

(G) 外町は、東西市に集まる消費者をターゲットにした商人や手工業者が、周辺に店を開いたことから成立した市町である。

四行八門制と廩敷を関連させて、東西市の内部構造を考察する方法に関しては賛同する。しかし、その適用対象を市町Ⅱ内町Ⅱ市人居住区とし、外町を(G)のように説明するのは、『拾芥抄』本文に基づく論理なので同意できない。

さらに第九章になると、使用する史料や論点が拡大する一方で、用語の定義や史料解釈に変化がみられる。

(H)市町は総称的表現（B）で、市屋も内町も両方を指す。

(I)舎Ⅱ市人の家屋なので、「東市町正応五年前図」（前掲図1—12）にみえる「市舎」は市人の居住区である。

(J)市姫神社は市そのものの神なので、公共スペースというべき市場地区に存在したと考えられる。「東市町正応五年前図」でも、市屋Ⅱ市場地区と市姫神社の位置が一致する。

(K)以上の点から、東西市はもともと、市屋一・市司一・市舎（Ⅱ内町）二で構成されていた。

(H)の解釈は第七章での説明と異なるうえ、同時代の法制史料である東西市司式市町准市裏条の「市町は市裏に准ず」という内容とも矛盾することになる。また、市屋や市司が一町を占めるという解釈は、『拾芥抄』の本文や一部の付図に基づく理解なので同意できない。加えて「東市町正応五年前図」を無批判に活用するのは問題が大きいと言わざるを得ない。

以上の点から、『古代商業史』が主張する「市人町Ⅱ市町（Ⅱ居住地区）」という解釈は、必ずしも立証されたものとはいえない。また、「市人町Ⅱ市町」と解釈してしまうと、史料2—1が大路辺町や自余町とは別の規則を定めた理由の説明がつかなくなる。市人町が市人の居住地区ならば、大路辺町や自余町の規定を適用すればよいからである。やはり、史料2—1の規定は通常の町とは異なった市場地区の地割方法を示したものであり、だからこそ、ほかの式文に使われている「市町」という用語を避けて「市人町」と表記したとみるのが妥当であろう。

## 二 市樹・市楼とチマタ

平安京東西市に楼閣、すなわち二階建て以上の重層建築物があつたことを示す史料として、次の史料2―4～6がある。

〔史料2―4〕『延喜式』卷四二・東西市司式決罰罪人条

凡決<sub>レ</sub>罰罪人<sub>一</sub>者、官人与<sub>レ</sub>使相<sub>一</sub>対楼前<sub>一</sub>罰之。

〔史料2―5〕『続日本後紀』承和九（八四二）年七月辛亥条（抄出）

是日、掃<sub>レ</sub>獄免<sub>一</sub>前年罪人<sub>一</sub>。又於<sub>一</sub>東市楼前<sub>一</sub>、脱<sub>一</sub>盗人<sub>一</sub>鉗<sub>一</sub>、各給<sub>レ</sub>粮放却。

〔史料2―6〕『続日本後紀』嘉祥元（八四八）年七月丙戌条（抄出）

雷電非<sub>レ</sub>常。震<sub>一</sub>于東西二京<sub>一</sub>、凡十一處。木工寮倉・東市司楼・治部卿賀陽親王家屋・伊都内親王家屋・中務卿源

朝臣定家屋・右馬頭藤原朝臣春津家屋・近江守藤原朝臣岳守家屋・弘文院屋。自餘三處、小民宅者不<sub>レ</sub>足<sub>一</sub>具記<sub>一</sub>。

史料2―4は東西市における刑罰の執行を定めた規則であるが、その執行場所を「楼前」とする。なかでも東市については史料2―5のような実例があり、史料2―6には京内で落雷があつた一箇所のなかに「東市司楼」とみえるので、市司の管理下にある建物の一つであつたことも判明する。

また東西市は、鼓の音を合図にしながら正午から日没まで開かれていた（養老関市令市恒条）。したがって、菅原道真が「駅亭楼上三通鼓」（『行春詞』『菅家文章』卷三）と詠んだ駅家と同じく、市司の楼にも鼓が置かれていた可能性が強い。とすれば、市全体に鼓の音が響き渡るよう、あるいは衆人環視のもとで刑を執行できるよう、楼は市裏の中央部に建てられていたものと推測される。

こうした市楼について『古代商業史』第七章は、先の「東漢市井画像磚」〔図2-1〕を参考としつつも、平城京の市楼はおそらく市司地区にあり、市場地区中央には市楼の代わりにシンボルとなる市樹が植えられていたと推定する。そして、市の閉閉時間には市楼で合図の鼓が打たれ、（市楼がある）市司の南庭では処刑が行われることもあったとする。

また第九章では、市司には「糺弾非違」を行う義務があったため、市内巡行のほかに市場地区内に派出所のごときものを設けた可能性を指摘する。先の「東漢市井画像磚」では市の中央に市楼が描かれていることから、「まったくの想像」としつつも、平安京東西市の市場地区にも中央に市楼が設けられており、したがって市場地区一町の地割も四行八門制の縦の小径のみでなく、横の小径も設けられていたと想定している。そのうえで、平城京の場合はシンボリックな樹木を市の中央に想定したが、その役割は市姫神社に代替されたので、平安京の市楼については見張り台の可能性を考えつつ、「今のところはどちらとも決めかねる」とする。

『古代商業史』第七章は、最終的に平城京東西市を対象とした

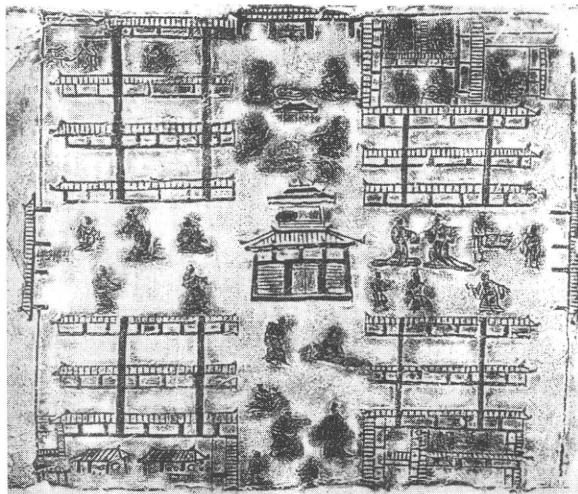


図2-1 四川省成都市出土「東漢市井画像磚」



復原仮説になっているので、どこまでが平安京東西市に関する叙述なのか判断しにくい面もあるが、全体として市裏四ヶ町が市屋Ⅱ市場地区一町、市司一町、市町Ⅱ内町Ⅱ市人居住区二町で構成されるという考え方に基づいており、基本的に同意することはできない。また、平城京では市場地区の中心に市樹、市司地区のなかに市楼があり、平安京では市姫神社が市樹に取って代わったという解釈についても、立証されているわけではない。

一方、既述したように市裏四ヶ町の中心を東西に通る街路があったと考えれば、南北方向の街路と相まって市裏の中心に「十字街」が形成されることになる。こうした市裏中心街の状況は、図面史料中、最も信頼できる九条家本「左京図」の内容に合致し、その十字街に市楼が設けられたと考えると、「東漢市井画像磚」の描写に酷似した構造になる。無論、四行八門制が適用された各町地割のなかに、あえて東西方向の小径を想定する必要もない。

さて、市裏四ヶ町の中央を東西・南北に通る街路Ⅱメインストリートがあり、それによって市裏の中心に十字街が形成されるという平安京東西市の構造が正しいとしたら、そのルーツは、『古代商業史』が説くように中国だけに求められるであろうか。もちろん条坊型都城の起源は中国に求められ、市の構造にもその影響はある程度及んだであろう。しかし、十字街とはチマタの一種であり、令制以前から繁栄した伝統的な市がいずれもチマタに生成したことを想起すれば、条坊内設置型の東西市が伝統的な市のありようを受け継いで、チマタを中心とした構造を採用したという可能性も考えられるのではなからうか。

チマタは交差点など交通路が集中する場で、とくに主要交通路の交点は交通が集散する社会的なセンターになり、人とモノが自然に集まって「市人四集、自然酈を成す」（『出雲国風土記』嶋根郡朝酌促戸渡条）ようになる。そうした市場の代表例が、上津道と横大路（およびその前身の道路）とのチマタに位置したと考えられる海柘榴市である。海柘榴市は「八十の街」とも詠まれ、若い男女が多く集まって「歌場」が行われたり（『日本書紀』武烈即位前紀、『万

葉集』巻二二―二九五・三二〇二)、「唐客」を迎接するために飾騎七五匹が派遣されたり(『日本書紀』推古十六年八月癸卯条)する場にもなっていた。また、仏教受容をめぐる政治的攻防のなかで、善信尼らの尻や肩を鞭打った刑罰もこの市場で執行されている(『日本書紀』敏達十四年三月丙戌条)。多数の人々が集まる賑わう場であったからこそ、こうしたネガティブなイベントも開催されたのである。

阿部山田道と下津道との交差点にあった「軽市」もチマタに生成した市である。飛鳥寺関係遺跡出土木簡のなかには「軽銀」「難波銀」と記した付札があつて、飛鳥時代の軽市が難波市とともに流通経済上に重要な地位を占めていたことが判明する<sup>(6)</sup>。そして、皇族・貴族たちによる鞍馬を使ったパレードが行われたり(『日本書紀』天武十年十月是月条)、『万葉集』に収載する「柿本朝臣人麻呂の、妻死して後に泣血哀慟して作りし歌」に(「前略」)我妹子が やまず 出で見し 軽の市に 我が立ち聞けば 玉たすき 畝傍の山に 鳴く鳥の 声も聞こえず 玉梓の 道行く人も ひとりだに 似てし行かねば すべをなみ 妹が名呼びて 袖ぞ振りつる(巻二二―二〇七)と、多くの人が行き交っていることを前提にした情景が詠み込まれていたりするなど、大変賑わっていた。

こうしたチマタを中心に広がる伝統的な市の構造が条坊型都城における官設市の設定にも影響を与え、だからこそ平城京も平安京も、条坊街路によってできる十字路を中心に据える形で、市の中枢部＝市裏を四つの町で構成することにしたのではなからうか。

条坊内設置型官設市に受け継がれた伝統的な要素として、もう一つ市樹がある。『万葉集』には、「門部王、東市の樹を詠みて作る歌一首」として「東の市の植木の木垂るまで逢はず久しみうべ恋ひにけり」という恋の歌が収録されており(巻三一―三一〇)、平城京東市には恋人たちの待ち合わせ場所(ランドマーク)になるような「植木」が植栽されていた。

一方、先海柘榴市の名称は椿からきており、軽の衢にはシンボルとなるケヤキの大木が立っていた。<sup>(7)</sup>また河内の餌香市では、罪を犯した齒田根命を雄略が罰した際、罪を赦うための「資財を露わに餌香市辺の橘の本の土に」置かせたという（『日本書紀』雄略十三年三月条）。この餌香市は、由義宮の官営市として「權に会賀市司を任」じた市であり（『統日本紀』宝龜元（七七〇）年三月癸酉条）、『日本靈異記』には「河内市」の名でみえている（下巻第五縁）。こうした点から餌香市は、古墳時代以来連続と続く河内の伝統的な市であり、橘を市樹としていたことがわかる。

こうした市樹について『古代商業史』は、平城京東西市では（中国の市楼の代わりに）市場地区の中央に植えられていたと推測する。しかし、チマタに生成した伝統的な市のことを考慮すると、交差点の中心に大きな樹木が生えているという情景は想定しがたい。むしろ、伝統的な市では街路樹のような形で交差点の周囲に、平城京東西市では市楼がある中央広場の周縁部に植えられていたのではなからうか。

他方、市樹のシンボリックな要素が、平安京東西市では市姫神社に代替されたという『古代商業史』の見解は興味深い。ただし、ランドマークとしての要素は市裏の中央に建てられた市楼に、宗教的な営為（例えば、罪を赦うために資財を置かせる行為など）を行う場としては市姫神社に、それぞれ受け継がれていったとみるべきであろう。市の中心部に市樹と市楼がある平城京東西市は、ランドマークが市樹から市楼へ変化していく過渡期にあたるのではないだろうか。

### 三 市姫神社と市屋道場

「金光寺縁起」（史料2―7）には、(a)延暦十四年（七九五）五月、藤原冬嗣が「宗像太神を東西市に祭り、守護神

と為し」て「市姫と号し」、(b)承平年中(九三一―九三八)に空也が「一字を此地に建て、市中山市屋道場金光寺と号し」、(c)「或いは歌を詠み以て市門に貼り、或いは法語を造り以て衆生を度」し、(d)弘安年中(一二七八―一二八七)、住持の唐橋法印胤恵(『一遍聖絵』では唐橋法印印承)が一遍の「教化を受けて」弟子となり、「薬師仏を以て市姫大神本地と為し」たという市姫神社・金光寺それぞれの成立と両者の習合とが述べられている。

〔史料2-7〕「金光寺縁起」『金光寺文書』(東京大学史料編纂所蔵影写本から翻刻)

金光寺、延暦遷都以来、洛陽無双靈地也。承平中、空也上人、建<sup>b</sup>一字於此地、号<sup>b</sup>市中山市屋道場金光寺、自造<sup>c</sup>医王善逝像安置焉。或詠<sup>c</sup>歌以貼<sup>c</sup>市門、或造<sup>c</sup>法語以度<sup>c</sup>衆生。時大疫。上人教<sup>c</sup>人唱<sup>c</sup>薬師仏号<sup>c</sup>、病者忽癒。世、号<sup>c</sup>悉地薬師松尾大明神化<sup>c</sup>老人、来<sup>c</sup>此寺、受<sup>c</sup>持念仏、施<sup>c</sup>鰥一口。上人鳴<sup>c</sup>以化<sup>c</sup>衆、数詣<sup>c</sup>松尾山、建<sup>c</sup>寺於西七条側、号<sup>c</sup>西蓮寺。明神臨幸時、必勤<sup>c</sup>念仏、以為<sup>c</sup>法薬。弘安年中、一遍上人、於<sup>d</sup>空也上人影前、修<sup>d</sup>往生礼贊、勤<sup>d</sup>行念仏。住持唐橋法印胤恵、受<sup>d</sup>教化改<sup>d</sup>名作阿、以<sup>d</sup>薬師仏為<sup>d</sup>市姫大神本地、以<sup>d</sup>阿弥陀仏為<sup>d</sup>本尊。勅為<sup>d</sup>六時宗一派本寺、一遍上人嗣<sup>d</sup>法。名号<sup>d</sup>法器等今猶存在。

東市屋道場市姫太神三座或外宗像  
同鉢

市杵鳥姫命

瀛津嶋姫命

湍津鳥姫命

<sup>a1</sup>延暦遷都、分<sup>a1</sup>東西京、作<sup>a1</sup>市屋、置<sup>a1</sup>司交易。贈相匡冬嗣公、祭<sup>a1</sup>宗像三座、為<sup>a1</sup>守護神。因号<sup>a1</sup>市姫、以<sup>a1</sup>鎮座日<sup>a1</sup>毎月七日為<sup>a1</sup>祭日、以<sup>a1</sup>神託日<sup>a1</sup>九月七日為<sup>a1</sup>大祭日。此三神天照太神御子也。日神與<sup>a1</sup>才(對方)素盞尊、盟<sup>a1</sup>以<sup>a1</sup>尊劍、濯<sup>a1</sup>天去来真名井、吹出氣噴中化生、天<sup>a1</sup>降筑紫宗像郡<sup>a1</sup>。

三神、日神養為<sub>二</sub>御子<sub>一</sub>。実才尊御子。延暦十三年十月、帝遷<sub>三</sub>都於平安城<sub>一</sub>。時贈相国冬嗣、祭<sub>三</sub>宗像三座於小<sub>一</sub>一条<sub>二</sub>。今花山院所伝領社是也。同十四年五月、祭<sub>三</sub>宗像太神于東西市<sub>一</sub>、為<sub>二</sub>守護神<sub>一</sub>。故有<sub>二</sub>市姫之名<sub>一</sub>。盖以<sub>二</sub>第一座<sub>一</sub>為<sub>二</sub>守護神<sub>一</sub>、後以<sub>二</sub>二神<sub>一</sub>配祭歟。謂<sub>レ</sub>神則為<sub>二</sub>市杵嶋姫命一座<sub>一</sub>、謂<sub>レ</sub>宮則為<sub>二</sub>三神<sub>一</sub>。又謂<sub>二</sub>大市姫一則為<sub>二</sub>市杵嶋姫命<sub>一</sub>、謂<sub>二</sub>市姫<sub>一</sub>則為<sub>二</sub>三神<sub>一</sub>。或説云、大市姫命、大年神、稻倉魂神三座、稻荷同躰。或説云、市杵嶋姫命一座、巖島神同躰。此兩説付会杜撰、不<sub>レ</sub>足<sub>二</sub>信用<sub>一</sub>也。東市屋、七条堀川辺、方十町余、其内七条坊門二町市姫領地也。西市屋、今太秦辺也。

(中略)

幕府源義持公至徳三年二月十八日生、奉<sub>二</sub>幣市姫宮<sub>一</sub>使<sub>二</sub>作阿上人修法<sub>一</sub>。又令<sub>レ</sub>汲<sub>二</sub>神井水<sub>一</sub>為<sub>二</sub>産湯<sub>一</sub>。室町家代々崇敬為<sub>二</sub>産屋神<sub>一</sub>相<sub>二</sub>伝沼田領主上野介、光延後風代々勤之。修<sub>二</sub>造堂舎神祠<sub>一</sub>云。

每<sub>二</sub>廿一年<sub>一</sub>修造。上古公家修造、中古以来武家沙汰。其時訴<sub>二</sub>於花山院家<sub>一</sub>、以<sub>二</sub>花山院執奏<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>許<sub>二</sub>修造<sub>一</sub>。乃以<sub>二</sub>花山院家司文書<sub>一</sub>下知者也。宣旨・官符并乞<sub>二</sub>修造<sub>一</sub>文書等、別卷記之。

右一軸者作阿上人某記縁起要語以予乞。故応求<sub>二</sub>令書<sub>一</sub>畢。

(二九六)  
応永三年二月 黄門(花押)

「金光寺縁起」は、末尾に「応永三年二月」とあり、内容的にも至徳三年(一三八六)の足利義持生誕時における奉幣・修法・産湯の記事を載せるので、十四世紀末の成立とみられるが、寺社縁起ということもあつて平安期に関する具体的な内容については検証が必要になつてこよう。

その平安京東西市に関わる「金光寺縁起」のエピソードのうち、同時代史料で確認できるのは、(c)の空也(天禄三年(九七二)没)が「一たびも南無阿弥陀仏といふ人の蓮のうへにのほらぬはなし」という歌を「市門にかきつけて

侍る」(『拾遺抄』<sup>8</sup> 卷十) というものと、入寂直後に著された伝記類に「或は市中に住して仏事を作り、また市聖と号づく」(『日本往生極楽記』) などと記された市での布教活動だけである。

ただし、平安期の東市における市姫神社の存在については、史料2-8・9から確認できる。史料2-8は、左大弁の御子の五十日の祝いの際、市姫の神が描かれた大破籠の蓋に書き入れて贈ったという歌である。破籠は檜の白木で作った食物を入れる容器なので、当然そのなかには五十日の祝いに用いる「市餅」が入っていたであろう。

〔史料2-8〕『為頼集』<sup>9</sup> 43番歌

いまの左大弁の御子のいかに、(五十日) おほわりごのふたに、(大破籠) いちひめのかたちなどかけるところに、(蓋)

いちひめのかみのいがきのいかなれやあきなひもの(斎垣) にちよをつむらん(商い物)

また、史料2-9の『山槐記』からは、治承三年(一一七九)の時点で市姫神社が市屋の東方に鎮座していたことが判明するほか、この記事では東宮の五十日の祝いに用いる市餅を買うために官人を派遣しているのが、市餅を買う社として既に一定の伝統を有していたこともわかる。したがって史料2-8と併せて考えれば、東市の市屋東方に位置する市姫神社の存在は、少なくとも十世紀代まで遡るとみて大過ないであろう。

〔史料2-9〕『山槐記』治承三年(一一七九)一月六日条(抄出)

朝間天陰、午後晴。今日東宮御五十日也。(安徳)

(中略)

早且遣買市餅。

上十五日用東市、下十五日用西市云々。仍今度兼日内々召仰彼司、令史遣料米一石百日又遣一石。今案宛二果於一升。 敷者、今度可遣五斗也。同百日如何之由問大進。答曰、先例五十日於遣一石。者、件米序抄法。但亮重衡朝臣進云々。又買餅之市社号市姫云々。坐市屋東方。申祝云々。遣幣料紙一帖、膝突白布一段、大

属中原成举左大夫巳、相三具仕丁二人一人折櫃居士高坏(壳沙汰進之)持之。一人持前。各退紅下着。釋禪。向二市屋一。

持二參市餅一件折櫃自。一庁所遺也。

餅五十五果、裹紙納二折櫃一。

免取之献二台盤所一。即返給、於二便宜所一御厨子所預散位久信右衛門大夫。、令レ盛二銀盤一枚一。

(後略)

一方で問題が大きいのは、図面史料等に「市堂」とも記される「空也建立の市屋道場」の実在性である。この市屋道場については、例えば「もと京都左京の東市(現在の下京区堀川通六条西本願寺の敷地)にあったもので、承平七(九三七)年空也の創建した道場(堂)であったものを、のち五条橋の西に移した」などと説明される。<sup>(10)</sup>「一遍聖絵」第七には「空也上人の遺跡市屋に道場を始めて数日を、くり給しに」とあり、ここでは「市屋」を空也の遺跡とし、そこに一遍が「道場をしめた(占めたの意か)」という文意になっている。したがって、市屋道場に関する史料として最も信頼できる『一遍聖絵』は、空也が道場を創建したことなど全く記していないどころか、道場が空也の遺跡であるとも言っていないことになる。

すなわち、市屋道場とはあくまでも一遍の道場であり、空也が「住して仏事を作した」堂とすることはできない。たとえ東市に空也が居住した建物があったとしても、『空也誄』や『日本往生極楽記』など入寂直後に記された伝記類に全く触れられていないということは、それが寺院や仏堂として存在してはいなかったと理解すべきであろう。市屋道場を空也の創建とみる説は、空也に創始を仮託した「金光寺縁起」などの寺社縁起の言説に引きずられつつ、一遍が「空也上人は我が先達なり」と称したり、「市屋にひさしく住給し」といった『一遍聖絵』などの記事を拡大解釈したものと言わざるを得ない。

また、平安京東市に關しては、もう一つ「空也の遺跡」と称するものが存在する。『花洛往古図』等(前稿図1—12・13)に「空也上人建ル」と記された「石塔婆」である。空也が建てた卒塔婆について『空也誄』は、「其年、東都囚門、建<sub>レ</sub>塔婆一基。尊像眩曜兮滿月、宝鐸錚兮鳴風。若干囚徒、皆垂<sub>レ</sub>涙曰、不<sub>レ</sub>図瞻<sub>レ</sub>尊容<sub>レ</sub>聽<sub>レ</sub>法音<sub>レ</sub>、善哉得<sub>レ</sub>拔<sub>レ</sub>苦之因<sub>レ</sub>焉」と記す。しかし、ここには「囚門」「囚徒」とあるので、卒塔婆を建てた場所は獄ないしその付近とみるべきであろう。刑の執行の多くは東西市で行われるが、囚徒を預かったり付されたりするのは刑部省や囚獄司だからである(史料2—4・11・12)。ちなみに九条家本「左京図」によると、左獄は左京一条二坊一四町にあり、七条二坊三—六町にある東西市からは遠く隔たっている。要するに『空也誄』にみえる卒塔婆は、『花洛往古図』等の「石塔婆」とは無関係ということになる。

一方、十二世紀末の『拾遺抄註』<sup>(1)</sup>には、「件市二石卒都婆アリ。空也上人ガタテタル也。其ソトバニ、此歌ヲ書付云々」とある。既述したように十世紀の『拾遺抄』には「市門にかきつけて侍る」歌とあったにもかかわらず、空也が書き付けた対象が変化してしまっているわけである。したがって、平安末期に石卒塔婆が実在したのだとしても、空也云々は事実とは異なるとみなさざるを得ない。ちなみに十三世紀前半の『閑居友』では、「或は、その卒塔婆は玄昉法師のために空也上人の建て給へりけるとも申侍にや」としており、石卒塔婆建立の目的に関する理解も変わってしまっている。

その『閑居友』は、「北小路猪隈に石の卒塔婆の侍めるは、いにしへはそこになむ市の立ちけるに侍」と北小路と猪隈小路の交差点、つまり東市中央の十字街に当たる場所に石卒塔婆があったとするが、『花洛往古図』等は「石塔婆」を東市の南側の外町に比定している。つまり、近世になると石卒塔婆があった場所さえ変化してしまうわけで、江戸期の考証結果に従うことは到底できない。



以上の点から、空也が市中に住して仏事をなし、「市聖」などと呼ばれたことは事実としても、東市に道場や仏堂を建立したり、石卒塔婆を建てたりといったエピソードについては後世の付会とすべきであろう。

#### 四 外町と運河

東市外町については、西市の衰退に反比例する形で東市が活性化するなかで、十世紀頃に成立したものと考えられてきた。これは、史料2—10にみえる西市司の言上や、『池亭記』に西京（右京）の荒廃が記されていること、九条家本「右京図」に西市やその外町が描かれていないことから導き出されてきたものである。

〔史料2—10〕『続日本後紀』承和九（八四二）年十月庚辰条

西市司言。依<sub>レ</sub>承和二年九月符旨<sub>一</sub>、錦綾、絹、調布、糸、綿、紵、染物、縫衣、統麻、針、櫛、染革、帶幡、油、土器、絹冠、牛厘等類興<sub>レ</sub>販於西市<sub>一</sub>。而東市司論云。檢<sub>レ</sub>承和七年四月符<sub>一</sub>、依<sub>レ</sub>弘仁十一年四月式<sub>一</sub>、件等色物、兩市共可<sub>レ</sub>興販<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>更度<sub>一</sub>。今百姓悉遷<sub>レ</sub>於東<sub>一</sub>、交<sub>レ</sub>易件物<sub>一</sub>。市塵既空、公事闕怠者。去承和二年彼此中折、施行既訖。而承和七年四月班<sub>レ</sub>式之日、遺漏不<sub>レ</sub>改。勅。宜依<sub>レ</sub>前格<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>拋<sub>レ</sub>式。

ところが発掘調査してみると、十世紀における外町の成立を裏付けるデータが見当たらない一方で、西市の外町に関連する九世紀代の遺構・遺物が検出され、外町の整備が平安京造営当初から行われていたことがわかってきた。<sup>12)</sup>この指摘を基にあらためて考え直してみると、外町（＝市町）とは市人の居住地のことなので、最初から用意された区域とみた方がよいことに気がつく。したがって、東西市の周囲には当初から外町があり、その外町も含めて西市の衰退が起きたということになる。

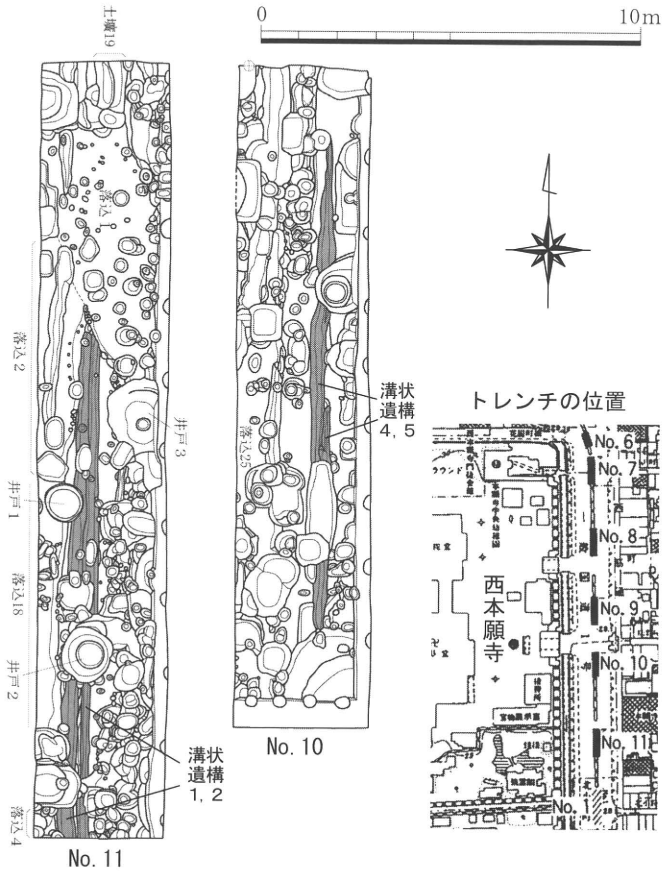


図 2-2 平安京左京七条二坊十～十一町の遺構  
 (『昭和 61 年度京都市埋蔵文化財調査概要』掲載図を改変)

こうした外町のうち、東市東側地区（左京七条二坊一・一二町）について九条家本「左京図」は、一町を二分する南北方向の二重線を描き、敷地の西側のみが外町であると解釈し得る記載をしている（前稿図1-1）。また、その二重線は南隣の左京八条二坊九町にも描かれており、その東南角に「稻荷旅所」と記される。

注目されるのは、これらの二重線に一致する遺構が、発掘調査によってみつかっていることである。すなわち、七条二坊十一町で平安時代前期の溝状遺構（二つのトレンチで二条ずつ検出）（図2-2）と平安時代後期のピット列が、八条二坊九町で平安時代中期～後期の道路敷が、それぞれ一町の中心にあたる南北方向の遺構として出土したものである。<sup>(13)</sup>この事実は、東市付近に関する九条家本「左京図」の記載内容、その信頼性がある程度裏づけるものといえよう。これが、前稿で九条家本「左京図」の活用をストライクゾーンぎりぎりに入ると評価した理由である。

次に、物資輸送に用いられたであろう河川・運河についてであるが、平城京および平安京における東西堀川が、東西市の立地と深い関係性を有することはつとに知られている。ちなみに平安京では、市籍人以外の市町居住者から地子を徴収し、それを堀川等の維持管理費用に充てている（東西市司式居住市町条）。

このうち東堀川は九条家本「左京図」にも描かれており、市のすぐ東側にあたる堀河小路、その中央を太い薄墨の線で描いているものが、それにあたる。同様な線は東市を挟んで反対側（西側）になる大宮大路の中央にも描かれており、これは大宮川になり、この二つの河川が平安京東市に関わる運河として利用されたことは想像に難くない。

### むすびにかえて―東市復原の試み―

以上の考察をベースに、平安京東市の構造を推定復原してみたものが図2-3である。

市屋Ⅱ市司正殿については、九条家本「左京図」に四丈幅の小路よりも広く描かれているので、柱間一〇尺(Ⅱ一丈)で身舎が二間×五間、四面廂を有する建物(幅七丈×奥行四丈)で想定した。

また史料2-11・12には、「市司南門」「市司南門」などの語がみえるので、市司の官衙を囲む堀と南門によって「市司院」が形成されていたと考えられ、「南門」と称するからには、その堀には他にも門があったことが推察される。加えて院内には市屋Ⅱ正殿のほか、古代官衙一般のパターンから両脇殿が、平城京東市想定地の発掘成果から北方に倉庫等の雑舎が存在した可能性が想定される。

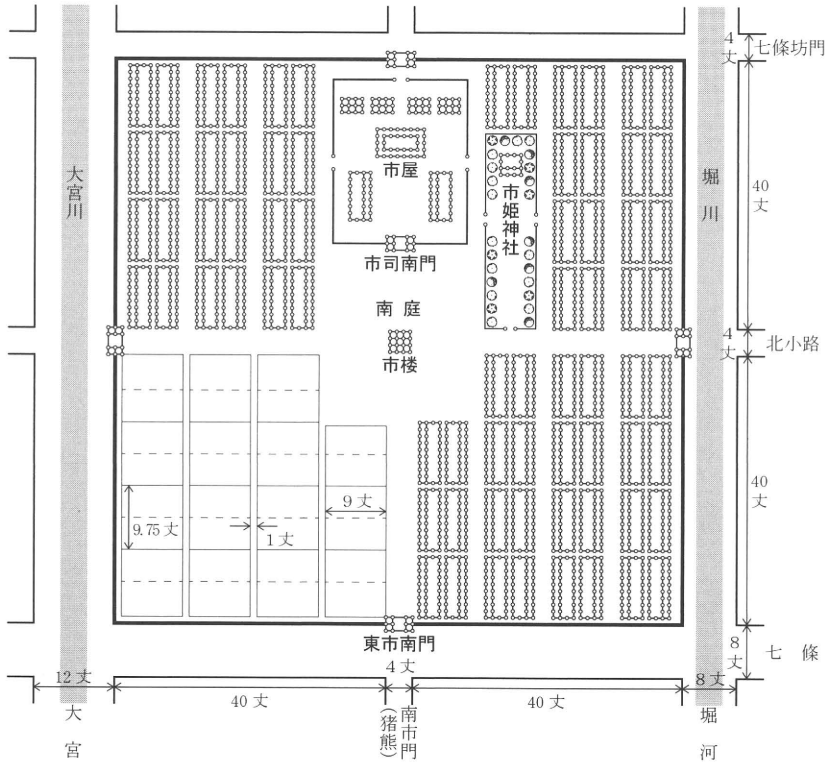


図 2-3 平安京東西市の想定復原図

〔史料2—11〕『延喜式』卷二九・刑部省式決死囚条

凡決<sub>二</sub>死囚<sub>一</sub>者、省預移<sub>三</sub>送彈正・衛門<sub>一</sub>。其日<sub>三</sub>集市司南門<sub>一</sub>、共監<sub>二</sub>行決<sub>一</sub>。其彈正・左衛門官人列<sub>二</sub>門外東<sub>一</sub>〔俗北〕

〔上〕相去<sub>二</sub>。刑部・右衛門官人列<sub>二</sub>門外西<sub>一</sub>〔俗東〕北<sub>上</sub>。

市・獄兩司列<sub>二</sub>於南庭<sub>一</sub>〔自衛府南法四許丈〕各北<sub>面</sub>。囚人當<sub>二</sub>中間<sub>一</sub>而

跪<sub>二</sub>自西司<sub>一</sub>南。物部分<sub>レ</sub>陣防援<sub>列</sub>囚左右<sub>一</sub>。立定録進<sub>二</sub>於兩司中間<sub>一</sub>、北向官<sub>三</sub>告犯狀罪名<sub>一</sub>示<sub>レ</sub>衆。衆人称唯。畢還<sub>二</sub>

〔去三四許丈〕於本列<sub>一</sub>。即丞召<sub>二</sub>兩司<sub>一</sub>仰云、依<sub>レ</sub>列行之。兩司称唯以還<sub>二</sub>本列<sub>一</sub>、転<sub>二</sub>告物部<sub>一</sub>。物部称唯案<sub>レ</sub>劍戮之<sub>〔殺者用〕</sub>。其殘

骸者令<sub>二</sub>授<sub>一</sub>近親<sub>一</sub>斂<sub>上</sub>之。若無<sub>レ</sub>親者令<sub>二</sub>兩司埋<sub>一</sub>城外閑地<sub>一</sub>。兼樹<sub>二</sub>榜示<sub>一</sub>〔注〕國郡<sub>一</sub>。

〔史料2—12〕『延喜式』卷二九・刑部省式弁官所下罪人条

凡弁官所<sub>レ</sub>下罪人、到<sub>レ</sub>省付<sub>二</sub>囚獄司<sub>一</sub>。司即易<sub>二</sub>其徽纆<sub>一</sub>。其有<sub>二</sub>行決<sub>一</sub>者、隨<sub>二</sub>罪輕重<sub>一</sub>、於<sub>二</sub>市若囚獄司<sub>一</sub>決之。行決之日、丞・録各一人、引<sub>二</sub>囚獄官人并物部丁<sub>一</sub>、赴<sub>二</sub>向市司<sub>一</sub>。便令<sub>二</sub>本司喚<sub>一</sub>集市人<sub>一</sub>。列<sub>二</sub>立司南門<sub>一</sub>、示<sub>レ</sub>衆決之。於<sub>二</sub>囚獄司<sub>一</sub>決者、於<sub>二</sub>庁前<sub>一</sub>決之。

その市司院の南側には、史料2—11にみえる「南庭」が存在した。史料2—11は刑罰執行の式次第を規定したものであるが、その際、彈正台・刑部省・左右衛門府の官人は市司南門の「門外」で東西二列の縦列（南北列）を、市司と囚獄司の官人は「南庭」の「衛府より南に去る四許丈」の位置で横列（東西列）を作ると記されている。そして、史料2—4・5に刑の執行場所としてみえる「楼前」とは、この南庭（＝市司南側の広場）に建てられた「市楼の前」、を指した用語とみることができよう。

一方、市裏内部の地割であるが、『延喜式』左右京職式町内小径条に「凡そ町内に小径を開くは：市人の町は三（広さ一丈）：」（史料2—1）とあることと四行八門制から考えると、南北方向に走る三本の小径を間に挟み、南北に長い四列の市塵群が各町に設けられたと想定することができる。問題は一列の市塵群をいくつに分けていたのかであ

る。『大内裏図考証』は通常の四行八門制と同様に八分割とするが、それ以外の明確な根拠があるわけではない。

三分の一町という規模については『古代商業史』は「富豪」などと称される市人への班給面積として小さすぎ、また東市には五一の塵があるので、市のなかにそれ以上の区画があればよいとする。この見解は、市人居住区の班給方法について述べており、その点については賛同しかねるが、基本的な考え方は市裏内における塵の建物配置に適用できると思われる。そして、二戸主にあたる東西九丈×南北九・七五丈というほぼ正方形の地割が、各塵に割り当てられた区画と考えると、一町が一六に分割され、それが四町分あつて合計六四区画になる。これが、東西市の基本的な班給方法になると推測した。つまり、南北方向の市塵群一列を四分割していたとみる。

ただし市裏の北半部は、先にみたように街路の幅を超える市司院があつたとみられるので、街路両側の市塵群（八区画分）は設けられなかったと思われ、それを差し引くと五六区画になる。さらに、中央十字街を中心とした広場が存在したと想定して、交差点に接する南半部の二区画を減ずると五四区画となり、市屋の東方に鎮座した市姫神社が附属施設や参道の敷地を含めて三区画分占有していたと推測すると、塵に割り当てられた最終的な区画数が五一になると計算した。

また、各塵に班給された区画の利用法であるが、南北に長い桁行九間程度の片面庇付き建物を背中合わせの双堂形式で建て、両サイドの街路、その双方に店舗を開くように配置すると、「商店街」のような景観が現出する。これは、南北方向に小径が通るので、その通りに沿った建物配置を考えたものであるが、京都市が製作した平安京復元模型も南北に長い建物を五一棟配列している<sup>19)</sup>。他方『平安京提要』は、右京八条二坊八町の発掘調査成果をベースに東西に長い地割を推定復原しているが、この区域は西市の南側外町に当たるので、市裏の復原には必ずしも結びつかないものと思われる。

なお、筆者が小径に沿った南北棟を想定するのは、採光の点でも合理的だからである。東西に長い南面建物を南北に並べた場合、北側の建物は南側の建物の影に入る時間帯が多くなってしまふ。そして、東西市のように建物縦横数列に渡って密集する地区で南面建物を並べると、最南列以外の建物―つまりほとんどの建物は常に日が当たらない状況に陥る。これに加えて東西市の場合は、周囲を築地塀で囲んでいるので、南半部の市人町ではその最南列の店舗さえも塀の影に入ってしまう可能性が高い。これに対して南北の街路を通し、それに沿って両側に開いた南北棟を並べておけば、朝・昼・夕方で日差しの角度は変わるものの、日中は一定程度の採光が常に期待できるであろう。四行八門制が南北方向の小径を通すことを基本としたのは、こうした採光の問題を考慮したためではなからうか。

## 註

- (1) 中村太二「平安京東西市の空間構造(上)―図面史料の再検討―」(『国史学』二二四、二〇一八年)。
- (2) 柴謙太郎「平安京の市に関する一考察(一)」(『歴史地理』四八一―、一九二六年)、秋山国三「条坊制の「町」の変容過程について―平安京から京都へ」(『京都社会史研究』同志社大学人文科学研究叢書一二、法律文化社、一九七一年、のち秋山国三・仲村研『京都町の研究』所収、法政大学出版局、一九七五年)など。
- (3) 本稿で取り上げる『日本古代商業史の研究』各章のタイトルと、その初出論文は次の通りである。第七章・市人・市籍人と市の構造(『日本古代の市の構造について―市人・市籍人を中心として―』『史境』一五、一九八七年)。
- 第八章・平安京市町成立の構造(『平安時代・市町成立論ノート』『京都市歴史資料館紀要』七、一九九一年)。第九章・東西市の空間構造と景観(『絵巻にみる市の景観―一遍聖絵を中心として―』(『古代文化』四六一―三、一九九四年)。
- (4) 宮川麻紀「律令国家と「商人」」(佐藤信編『史料・史跡と古代社会』吉川弘文館、二〇一八年)。
- (5) 日野開三郎「一九六八『唐代邸店の研究』(九州大学文学部東洋史研究室、一九六八年、のち『日野開三郎東洋文学論集』第一七巻、三一書房、一九九二年)。
- (6) 市大樹『飛鳥の木簡―古代史の新たな解明』(中央公論新社、二〇一二年)。

- (7) 宮川麻紀「日本古代の王宮と市」〔関東学園大学紀要〕二二、二〇一四年〕。
- (8) 『拾遺抄』は、藤原公任の撰で、長徳二、三年（九九六、七）頃の成立と推測されている（犬養廉ほか編『和歌大辞典』明治書院、一九八六年）。
- (9) 『為頼集』は、藤原為頼（天慶年間、九九八）が著した歌稿の類いが家集の形に移行したものと考えられている（筑紫平安文学会『為頼集全釈』、風間書房、一九九四年）。
- (10) 大橋俊雄校注『一遍上人語録』（岩波文庫、一九八五年）五九頁脚注。
- (11) 『拾遺抄註』は、顕昭が守覚法親王の仰せによって寿永二年（一一八三）に注進し、その後声符を差して、建久元年（一一九〇）に再注進したもの（前掲註（8）『和歌大辞典』）。
- (12) 菅田薫「東西市」（古代学協会・古代学研究所編『平安京提要』所収、角川書店、一九九四年）。
- (13) 小森俊寛・原山充志「平安京左京七条二坊・八条二坊」（『昭和六一年度京都市埋蔵文化財調査概要』、京都市埋蔵文化財研究所、一九八九年）。
- (14) 村井康彦編『よみがえる平安京』（淡交社、一九九五）年。
- (15) 前掲註（12）。